

## 八雲町障がい者マーク配布事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、障がい者マーク等の配布により、障がい者等が周囲からの配慮や支援を受けやすい環境を整え、もって障がい者等が地域生活を送るうえで生じる社会的障壁を除去することを目的とする。

（障がい者マーク等）

第2条 本事業により配布する障がい者マーク等は、次の各号に掲げる物とする。

- （1） ヘルプマーク
- （2） ヘルプカード

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者
- （2） 「療育手帳制度について（昭和48年9月27日、発児第156号、厚生事務次官通知）」に基づき療育手帳の交付を受けた者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- （4） 障害者総合支援法施行令第1条の規定に基づく指定難病患者であることを診断書等により町が確認できる者
- （5） 母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に基づく母子健康手帳の交付を受けた者のうち妊娠中である者

（交付等の申請）

第4条 障がい者マーク等の交付を希望する者は、八雲町障がい者マーク等交付等申請書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

（交付等の決定）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、交付の可否をすみやかに決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付することを決定したときは、申請者に対し、八雲町障がい者マーク等交付決定通知書（様式第2号）および障がい者マーク等を交付するものとする。

3 町長は、第1項の規定により申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、八雲町障がい者マーク等却下決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（再交付）

第6条 再交付に関する申請及び決定は、前2条の規定を準用する。

2 ヘルプマークは、直近の交付又は再交付から起算して5年以上経過した場合のみ再交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

八雲町障がい者マーク等交付申請書

年 月 日

八雲町長 様

申請者 住所

氏名 印

電話番号

利用者との関係

（氏名欄は、自署又は押印して下さい。）

八雲町障がい者マーク等配布事業について、次のとおり交付を申請します。

利用者	氏名	<input type="checkbox"/> 同上
	住所	<input type="checkbox"/> 同上
	生年月日	
	電話番号	<input type="checkbox"/> 同上
障がい等の種別	<input type="checkbox"/> 身体障がい（身体障害者手帳の写し） <input type="checkbox"/> 知的障がい（療育手帳の写し） <input type="checkbox"/> 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳の写し） <input type="checkbox"/> 難病（特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証または診断書の写し） <input type="checkbox"/> 妊婦（母子健康手帳の写し）	
交付を希望する障がい者マーク等	<input type="checkbox"/> ヘルプマーク <input type="checkbox"/> ヘルプカード	
摘要		

注意 成年後見人が申請者となる場合は、申請者が利用者の成年後見人であることを証明する書類の写しを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

（表）

八雲町障がい者マーク等交付決定通知書

八 第 号  
年 月 日

（申請者） 様

八雲町長 印

先に申請のあった障がい者マーク等の交付について、次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏 名	
	住 所	
交 付 す る 障がい者マーク等	<input type="checkbox"/> ヘルプマーク <input type="checkbox"/> ヘルプカード	
摘 要		

○注意事項

障がい者マーク等は、その目的に反して使用し、譲渡し、交換することを、固く禁じます。

○審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八雲町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(裏)

○取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八雲町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において八雲町を代表する者は、八雲町長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

○お問い合わせ先

八雲町                      課                      係      住所      二海郡八雲町                      電話番号

様式第3号（第5条関係）

八雲町障がい者マーク等却下決定通知書

八 第 号  
年 月 日

（申請者） 様

八雲町長 印

先に申請のあった障がい者マーク等の交付について、下記の理由により却下することとしたので通知します。

記

却下の理由

○審査請求について

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に八雲町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日

○取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、八雲町を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において八雲町を代表する者は、八雲町長です。ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

○お問い合わせ先

八雲町 課 係 住所 二海郡八雲町 電話番号